

## 赤外線カメラ

経済産業大臣の輸出許可が必要な

輸出貿易管理令別表第1

10の項(2)・・・光検出器・冷却器等

10の項(4)・・・高速度撮影可能なカメラ等

10の項(7)・・・光学器械又は光学部品の制御装置

等に該当する可能性があります。

※ その他にも輸出許可が必要な貨物は、輸出貿易管理令及び貨物等省令により定められています。(リスト規制貨物)  
詳しくは、[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\\_intro.html](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html) を確認ください。